

令和2年6月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年6月11日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和2年6月11日(木) 午前9時05分
閉 会 日 時	令和2年6月11日(木) 午後2時32分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第49号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第50号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第51号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第58号	令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)	(教育部)	
こども未来部長	田口千恵子	教育部長 齊藤 隆志
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与 野本 昌宏
こども未来部参事兼		教育部副部長 清水 千之
こども応援課長	染谷 秀幸	教育総務課長 鳥沢 保行
こども応援課副参事	久保田明子	中学校給食センター所長 神田 英昭
子育て支援課長	伊藤 和代	教育部参事兼
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長 田島 盛明
		生涯学習課副参事 高橋 和久
(健康福祉部)		教育部参事兼
健康福祉部長	高木 啓一	中央公民館長 島村 信行
健康福祉部副部長	木村 勝美	スポーツ課長 竹井 豊
健康福祉部参事兼		教育部副部長兼
福祉課長	沼上 勝	学務課長 大島 進
福祉課副参事	服部 和代	学務課副参事 棚澤 大輔
障がい福祉課長	新島 政博	学校支援課長 穂山 孝幸
健康福祉部参事		学校支援課副参事 若林 朋子
兼健康づくり課長	清水 恵子	
健康づくり課副参事	中山 尚子	吹上支所副支所長 吉田 勝彦
健康福祉部参事兼		川里支所副支所長 加藤 勝美
介護保険課長	矢澤 欣子	
		書 記 岡田 和弘
		書 記 森田 慎三

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と橋本稔委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第50号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第51号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議案といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の全て、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の順に進めたいと思います。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、こども未来部に所属する執行部以外の方は退席してください。暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前9時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事及び指定都市の長に加え、中核市の長も実施できることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 1点だけ質問させていただきます。

まず、これ中核市の長も実施できるというふうな改正だと思うのですが、これも、本市は当然中核市ではないのですが、この中核市でない本市でこの改正が何か影響あるのか、変化があるのか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、放課後児童支援員認定資格研修について内容と本市の方の研修内容について伺いたいと思います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) ご質問でありましたまず1点、中核市でない本市の対応の影響ということでございますが、まずこちらの放課後児童支援員認定資格研修については、実施主体のほうから開催についての通知が参ります。それで、通知が来たときに各放課後児童クラブ等に資格研修の案内を流すわけなのですが、まず中核市が今回研修に参加できるということで、実際研修の機会が増えることによって支援員の資格の取得が増えるということで、今まで以上に放課後児童クラブの支援員の配置についてその辺がうまくいくものと考えております。本市の影響、その辺の流れについては特に影響はございません。ただ、支援員にとっては、受講機会が拡充されることによってその支援員の資格を取れる人が増えるということで考えております。

あともう一点について、認定資格研修の内容と本市での研修の内容についてということですが、まず放課後児童支援員として必要な子どもの基本的生活の習慣の習得の援助、それとあと自立に向けた援助や家庭と連携した生活支援などの知識及び技能を習得していきます。また、共通理解を持つために、放課後児童クラブの設備運営基準及び運営指針に基づく育成支援を学びます。また、本市での支援員に対する研修内容ですが、一例を挙げさせていただきますと埼玉県央広域消防本部による普通救命講習のほか、また学校支援課の指導主事の先生による研修を行っております。

以上でございます。

(橋本) すみません、では1点だけ。そうすると、その研修の機会が増えると、今まではさいたま市だけだったものが今度例えば越谷市で開いたその研修に、研修の機会が増えるということで理解していいのでしょうか。それだけ一応確認させていただきたいと思います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) そうでございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針についてを踏まえた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い所要の改正を行うもので、市の調整等により引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には卒園後の受入れ先としての連携施設の確保は不要とする、また保護者の疾患や障がい等により教育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確にするものです。

以上です。よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) 質問事項通告をしておりますので、居宅訪問型保育施設なのですけれども、これがどういったイメージなのかということと、あと鴻巣市に実際居宅型保育事業を行っている事業者があるかということと、あと鴻巣市内でこの事業の保育を受けている方がいらっしゃるか、例えば他の市の事業者において鴻巣市の利用者がいらっしゃるかということも含めて2点お願いいたします。

(保育課長) まず、1点目の居宅訪問型事業というのがどういうものかということかと思うのですけれども、こちらについては保育を必要とす

る乳幼児の居宅において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人としておりまして、要は必要とするお宅に行って保育をするというものになっております。鴻巣市内には居宅訪問型事業はございません。また、鴻巣市内のお子さんで利用しているお子さんもいません。

以上です。

(諏訪) では、再質問ですけれども、近隣市にもこういった事業所があるのか、ないのかということと、例えば保育園ですと朝7時から夕方7時までとか、様々な保育時間の規定があるかと思うのですけれども、この居宅型保育事業における保育の規定がございましたら教えていただきたいと思います。

(保育課長) まず、近隣市なのですけれども、近隣市にはございませんで、埼玉県内にあるのが朝霞市と越谷市にございます。現在越谷市のほうは休止をしているような状況になっております。

保育の時間なのですけれども、やはり11時間は開所するという事になっておりますので、そちらのほうで対応していると思います。

以上です。

(諏訪) では、ただいまの再々質問ですが、実際には県内では朝霞市が事業を展開しているところがあるということなのですけれども、こちらはいわゆる認可されているという意味合いでよろしいのでしょうか。ちょっとそこだけ最後に、すみません。

(保育課長) 認可されているところが朝霞市と越谷市になります。

以上です。

(橋本) ちょっと僕も理解力がないので、ちょっと分からないので確認なのですけれども、この改正、連携施設の確保が不要になるという改正だと思っておりますけれども、これ本市では例えば1、2歳になって、3歳になった場合、全ての方が希望か、保育所に行けるということが前提なのかどうか確認したいのと、あともしこれからもっともっと子どもが増えたり、例えば保育所が今度閉園になったりとかして足りなくなったりか、そういった場合でも、連携が不要なのですから、そういうひもづけ

はないということですよね。それでも皆さん保育所に入れるような状況なのかちょっと伺いたいと思います。

(保育課長) 今回の改正なのですけれども、連携施設の確保が不要ということは、3歳以降に入所できるような体制を整えたときに連携施設の確保が不要ということになっております。また、本市におきましては14の事業所があるのですけれども、そちらは全て連携施設確保しております、現在卒園されるお子さんについては希望する施設または連携施設のほうに入所ができているような状況になっております。

それと、この先人口が増えて保育園が減ってきてということなのですが、鴻巣市では小規模保育事業所を、事業者の募集に当たっては事業者によって連携施設を確保してもらうということを条件としております。引き続きこの後募集をかけていくとしても、連携施設は確保してくださいということで行っていきたいと思っておりますので、卒園後に入所ができないということはないような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いします。

議案第50号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり

り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第51号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、地方税法の一部改正により、鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例において引用する条文の項番号が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第51号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時23分)



(開議 午前9時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(保育課長) すみません。先ほど諏訪委員の居宅訪問型事業の保育時間についてなのですが、11時間と私申し上げてしまったのですが、1日8時間を原則としまして、乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して決定していくということになっております。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 次に、議案第52号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 議案第52号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和2年度からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、低所得者の介護保険料軽減を完全実施するための基準を定めた介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことによりまして、本市の介護保険条例を改正し、保険料段階が第1段階から第3段階の低所得者に対する介護保険料の軽減強化を行うものでございます。具体的な変更内容は、お配りしました介護保険料の軽減を御覧いただきたいのですが、保険料段階の第1段階から第3段階の被保険者について、国が示した基準額から軽減する保険料率を第1段階は0.375から0.3以内へ、第2段階は0.525から0.4以内へ、第3段階は0.725から0.7以内へ変更することにより、算定した介護保険料額を年額として改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（橋本）ちょっと2点ほど確認させていただきます。

まず、この減額される第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ何人ぐらいいらっしゃるのかを伺いたいと思います。

また、これ介護保険料が上がるのかちょっと分からないのですけれども、10%でちょっと上がる方もいらっしゃるのかもしれませんが、この軽減される方を合わせて影響額は幾らなのかお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）本市の介護保険料は、所得や世帯の状況により第1段階から第10段階に分け、賦課しております。今回の条例改正は、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料の軽減強化ということで減額を行うものでございます。減額される対象人数については、介護保険料の算定は7月に行いますので、今年度の正確な各段階の人数は分かりませんが、第7期介護保険事業計画による令和2年度の人数は、第1段階が4,579人、第2段階が1,853人、第3段階は1,678人の合計8,110人です。

影響額についてでございますが、今回の条例改正は低所得者の介護保険料を減額するものでございますので、保険料の上がる方はおりません。軽減される方の影響額は、第7期介護保険事業計画の各段階の人数による推計では、計画策定時との比較で約8,385万円でございます。

以上でございます。

（橋本）先ほど人数を確認して聞いたのですけれども、これは今増える傾向にあるのですか、減る傾向なのですか。それをちょっと確認だけさせていただきますしたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）高齢者の人数のほうが増加傾向にございますので、年々増加傾向にございます。

以上でございます。

（諏訪）では、ただいまの52号でございますけれども、介護保険の低所

得者のための保険料の軽減が昨年9月にも行われて、そして今回第2回目で、そして消費税10%の増税分の、いわゆる国が公費として軽減をするものを完了するという、そういう条例なのかなと思いますけれども、先ほど各段階、第1段階から第10段階までの資料を頂きまして、どのぐらい軽減されるのかということが示されたわけなのですが、実際第1段階の方は今回のケースで言いますと年間で2万1,600円が1万7,300円ということで、4,300円軽減されるということと、そして第2段階ですと3万300円が2万3,100円、7,200円の軽減措置、第3段階が4万1,800円が4万400円で1,400円の引下げということで、これはこれでとてもありがたいと思います。ですが、財源が消費税、全国で1,400億円を使っている、全国的に軽減措置をなささいという、その最終段階というふうなことだと思います。そして、この改定で実際に介護保険料をお支払いになられている方、もちろん今回の軽減の方も含めてなのだと思いますけれども、全体でどんな影響を考えられるのかを伺いたいと思います。漠然としていて申し訳ないのですが。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 今回の条例改正につきましては、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料の軽減強化ということで減額を行うものでございますが、全体としましては、策定時との答弁をさせていただきますが、約8,385万円の保険料収入に影響がございます。軽減した保険料分につきましては、低所得者保険料軽減負担金として国から2分の1、あと県と市から4分の1が交付されますので、歳入全体としての影響は少ないものと考えております。

以上でございます。

(諏訪) 国から公費が別建てで出るということと県からも出るということで、歳入そのものには市費が少し投入されるということだと思われるのですが、歳入に関しては分かりました。ただ、実際の介護保険の、支えている1号被保険者の方々に今回の改定、第1段階から第3段階までの方々は県へ、それ以外の方々は今までどおりということなのだと思いますけれども、今、年金が0.3%また今年度下がるということもあって実際的には年金の生活者がほとんどだと思われるのですが、収入その

ものが減っていく中で第4段階以上の方々の介護保険料の負担というものは大変重い。そして、昨年の10月の消費税の10%への導入で消費が大変落ち込んでいるというのは、これはもう政府も認めざるを得ない状況です。こういった中で、年間軽減措置が取られる方々が実際には8,110人いらっしゃるのですけれども、やはり焼け石に水のような感覚があります、私としては。というところで、介護保険を支えている1号被保険者の方々への影響というのでしょうか、介護保険料の軽減だけではなくて、今回の改定を含めて消費税がどんなふうに影響を及ぼすのか。いわゆる低所得者の方こそ消費税が大変重い、そういった税金の中で、軽減措置が取られたにせよ、持ち出しがとても多いのではないかなという思いがあるのですけれども、そういったところでは市はどのようにお考えなのか。すみません、そういった影響をお願いいたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 介護保険の第1号保険者といいますのはやはり65歳以上の方ですので、大半の方が年金収入のみで生活されているのかと思います。その中で、収入が十分に高いわけではない中で介護保険料をご負担いただいております、今回の改正では第4段階以上の方については軽減の対象とはならなかったということで、国のほうは政令の改正を行っておりますが、それについて収入のある方については今回対象外となったということは、年金収入で負担していただくのが妥当な金額だということだと判断しております。

以上でございます。

(諏訪) ただいま軽減措置の取られない第4段階以上の方々は年金生活で、妥当な介護保険料だというご答弁ございましたけれども、年金そのものが、昨年は年金だけでは暮らせない、2,000万必要だというようなことを政府が言っていましたけれども、本当に年金だけでは暮らせない状況の中でのこの介護保険料の負担がとて高いと思います。ここにも本来ならば軽減措置が、軽減措置といいますか、保険料そのものをやはり安くすべきだと思われるのですが、昨年の決算の資料をちょっと見ましたところ滞納をされている方がいらっしゃると思うのですけれども、最後にこの滞納されている方々が、普通徴収の方だと思われるのですけれ

ども、その滞納している方々への何かアプローチといたしますか、そしてそれによって介護サービスが使えない状況の方もいらっしゃるかと思えます、3割で。支払わなければならないとか、そういうことがあるかと思うのですが、滞納者への対応を伺いたいと思えます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 滞納者への対応ということですが、まず納期限過ぎて納付が確認できない方については督促状が送られます。その後、催告書を送らせていただきまして、相談の機会を設けさせていただいております。ご相談いただいている方につきましては、十分に滞納している事情について、収入状況について相談いただくように担当に指導しておりますので、その中で事情のほうを考慮しまして、介護保険料の納付計画について確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

(金子) 確認ですけれども、先ほど出されました介護保険料の軽減ということで、第1段階で生活保護の受給者というので書いてございますけれども、これも対象者ということで対象になっていることよろしいかどうか。

それともう一点が、今回のこれが第3段階までですよね。そうしますと、先ほどのお話の中でもありましたけれども、年金とかの関係もありましてということで第4段階と。この第3と第4との区分けしたその根拠というものが分かれば確認したいと思えますので、お願いします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) まず、生活保護の受給者も対象になるのかということですが、第1段階のほうで対象となります。それから、第3段階と第4段階で区別された差といたしますのが……ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前9時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) すみません。第3段階と第4段階の大きな違いといたしますのが、第3段階までは第1号被保険者ご本人と世帯全員が非課税世帯だということで、第4段階になりますとご本人は住民税非課税なのですが、同一世帯に住民税課税者がいるという、この大きな差がございます。それによって、今回軽減の対象となったか、対象にならなかったかというところの線だと考えております。以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、第52号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場でお話いたします。

公的年金水準を自動で削減するマクロ経済スライドが2年連続で発動されました。そして、2020年度の年金支給額が実質0.3%減るということを厚生労働省が1月24日に発表しています。安倍政権の7年間の合計では、実質6.4%減となっています。年金生活者の生活がさらに深刻になっています。この間のコロナの対応としては、ドイツのメルケル首相が、連立政権が6月3日に消費税、いわゆる付加価値税、これを減税するという発表がされています。日本でも昨年10月の消費税の増税がやはり消費不況を起こしている、景気悪化が進んでいる、その上このコロナの影響で今先行きが全く見えない、そういった状況です。経済の回復の方法として、経済界の中からも消費税の引下げが言われています。今回の条例改正は、第1段階から第3段階の低所得高齢者の保険料軽減を消費税10%引上げ時に完全実施するというものです。所得の低い人ほど負担が重くなる消費税を財源とすることが大問題です。また、軽減措置のない約7割の方は高い保険料のままです。消費税によらない税金の投入を国に求めること、本市独自の税金の投入で所得に見合った介護保険料に引き上げるべきと強く求めて反対討論といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

---

◇

(開議 午前10時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)

---

◇

(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、議案58号の一般会計補正についての質問をしていきます。まず、19ページなのですがけれども、3款の民生費の関係で、18の介護保険課関係なのですがけれども、高齢者施設等新型コロナウイルスの関係でのタブレットの端末購入費補助金ということなのですが、これは先ほど

説明があつて、あと本会議の中でも何か所にそれは入るのかとかそんな質問もあつて、答弁も出ているのですけれども、なかなか面会ができなくて、内容的にはいいことだと思うのですが、ただ、では家族がこれをオンラインでやりたいって言ったときにどういうふうにその施設とのやり取りができるのか。相手が相手なわけですよ。なので、あと例えばその家族がそうであるときとか、入所されているご本人が希望でとか、できる方はいいのでしょうかけれども、そのたびに職員さんがどういうふうな対応をしながらそのことができるのかなというふうなことでちょっと聞きたいのですけれども。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）入所者と家族はどのように使うのかというところかと思ひます。それについてでございますが、まず施設と家族がそれぞれタブレット端末やスマートフォンをご用意していただく必要がございます、そこにズームクラウドミーティングとかスカイプとかいうアプリケーションを利用して、テレビ電話システムや、ウェブアプリのビデオ電話機能等のインターネットを利用してオンライン面会を実施するものでございます。入所者ご本人は、このような機能を使いこなすことができるかというところはちょっと難しいかと思ひますが、若い職員の方とかもいらっしゃいますので、そういった方であれば簡単に使うことができるということと考へております。

以上でございます。

（加藤）職員さんとか、そこに従事されている方はもちろん使いこなせるかと思ひのですが、本当に入所をされている方はほとんどと言つても言い過ぎでないぐらいに、ご本人が使えるということは不可能かと思ひのです。そこで働いている方がお忙しい中で、一応そういう時間を取つて家族との、また家族の方にも連絡を取らないとできないわけですよ。勝手にやつても相手がいないとだめでしょうから。その辺どのような使い方が本当に十分可能なのか。ちょっと理解しにくいのですけれども。その機械自体を使いこなせるのかという意味だけでなく、そういった時間がどういうふうにきちんと取れて、せつかく補助金出して用意してももう本当にただ宝の持ち腐れになるようなことがないのか、何かその

辺がちょっと気になっているのですけれども、その辺は無理がないというふうに考える中での補助をするということなのではないでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今面会ができないことで、職員の方についてもご家族から様子などを質問とかかれて、それに対する対応とかもしていただいている、通常の面会ができるときよりも余計な負担を、お時間を負担していただいていることと思っております、そういった負担を減らすためにもこのようなシステムを利用した面会をしていただくことで、今の仕事の時間とか、余計な時間かかっているものについて軽減できるものと考えております。

以上でございます。

（加藤）机上で考えるものと実際現場で仕事をされている方というのは、余裕を持った人たちが、スタッフの方が余裕持って働いていられればいいのですけれども、なかなかやはり運営上そんなにたくさんのスタッフを雇い入れて働いていられるというか、そういう環境というところばかりではないと思うのです。ですから、面会ができなくて、こういう方法でやれるということは本当いいことだというふうには思うのですが、それが実際にうまく使いこなせるのかなって。実際に施設の方ではないので、どうかこうとかってやっぱり担当職員さんとして今の答弁になるかと思うのですが、そういう可能性が十分あるというふうなことを認識されたことなのかというふうな、そちらのことを聞きたいと思って質問しているのですけれども。

（健康福祉部副部長）幾つか施設の様子を伺ったところだと、職員さんが自分のスマートフォンを使ってご家族に写真で見せているよとかというところも聞かれましたので、それだったら端末の需要もあるのかなとちょっと思っています。施設からの報告もあったのですけれども、ご家族と面会ができないことで入所者さんが逆に不穏になってしまったり、何か動き出してしまったりということもありますので、そういうのがタブレット面会で入所者の方が安心していただければ、職員さんのお手間も減るのかなという効果も期待しているところです。あとは、今回の仕組みではタブレット端末を1台以上購入していただく仕組みを考えていま

すので、例えば補助の範囲内で2台、複数台買っていただければ、施設のデイルームまでご家族が来ていただければ、デイルームと居室をつないでの面会もできると思いますので、その設定をする職員さんのお手間は生じてしまいますけれども、そういう面でご家族の負担も少なく面会が実現できるかなと思っているところです。

（加藤）これからやってみての話になるかと思うのですが、せっかく補助金出して購入されるような施設に対しては、やはり実際どのように、使いこなせているかどうかというふうなチェックというか、そういうこともぜひして、ただ補助金だけ出して施設でやっているであろうでなくて、きちんとそういうやはりお金を出すわけですから、その辺のチェックということはしていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えられますか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）補助金の実績報告を施設のほうに求めることになっておりまして、タブレット端末を使って面会をしている実際の写真を撮っていただいて、それを添付していただくとか、あと利用の記録を取っていただいて実績の報告をしていただくことを考えております。

以上でございます。

（加藤）せっかくですから、よい利用の仕方をしていただくようお願いしていただきたいというふうに思いますけれども。

では、次へ行きます。21ページのところの保育課の関係ですけれども、臨時休園利用者負担額等の補助金ということで、今3歳以上の方は保育料が無料ということやってあるわけですね。ゼロ歳から1歳児の方のそういったもののいろんな、こんな休園になったりしているわけですから、その辺をやるというのは分かるのですけれども、私ちょっと自分の中で分かっていないので、まず本市には無認可保育所というのはあるのでしょうか。無認可の。

（保育課長）無認可というか、認可外保育施設になるのですけれども、本市には現在5か所の認可外保育施設がございます。

以上です。

（加藤） 5か所あるのですね。その中で、ちょっとラジオか何かで聞いたのですけれども、本市の話ではなくて、やはり認可されていないところの中で、結局休園になっているわけですね。やっぱり今の宣言の中でなっていたわけですね。そうすると、例えば子どもさんを預けていなくても、その認可されていないところの保育園というのはやっぱり経営上大変なのではないか、経営できなくなるので、保育料はきちんと預けていなくても払ってもらおうというふうなことで大変な思いをされているみたいなニュースがちょっとあったのですけれども、その5か所に対してのそういう保育料を、休園になっていて子どもを預けていないときのその保育料的なものというのは、本市においてはどのようになっているのですか。

（保育課長） 詳しい利用状況については、ちょっと把握はしていないのですけれども、利用されている方の中には当然無償化の対象の方もいらっしゃると思いますので、その方についてはお支払いいただいて無償化になるということになると思うのです。以前5月の1日の在籍数をちょっと把握したところ、5か所のうち2か所については在籍がないような状況でした。1か所、シード保育園につきましては、10名の在籍の方がいるのですけれども、そこについてはシードのほうで保育料のほうを見ていくという形で考えているということでお聞きしております。

以上です。

（加藤） 実際このコロナ関係でいろんなことが、起きないようなことが起きてしまっているわけですね、実際、では大変な思いをされている方はいらっしゃるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

（保育課長） 特にニュースとかで騒がれているような形で市のほうに要望的なものというのは上がってきておりません。

以上です。

（加藤） それでは、次へ行きます。

23ページです。先ほど説明の中で、この鴻巣児童センターの中で備品購入費、エアコンというふうなことが説明されたかと思うので、何を購入するのかというふうな質問を項目で出していますけれども、児童センタ

一のエアコン、急に壊れてしまったとか何かって、そういうふうなことで、前からほかのところでもそういうエアコンが云々ということで、やっぱりどのぐらいもう使っているかとかいろんなことをチェックした中で当初予算に組むべきではないかみたいな話も、既にもう前の委員会の中でもそんな話も出ていましたけれども、どういった状況の中でこういうことが起きたのかお聞かせください。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 鴻巣児童センターの暖房用ボイラーが今回故障ということで使用不能となったわけなのですが、昭和54年に施設のほうが開設して、実際今建物、施設的には老朽化が進んでおります。既存のボイラーは、老朽化のため損傷が激しく、修繕できないということでボイラーの入替えになるわけなのですが、ボイラーの入替えをしても配管が老朽化していて、今後修繕も予想されます。それで、また既設の各場所によって、児童センターの部屋によっても温度の偏りがありますので、館内一括管理のため温度設定も一括になるわけなのですが、館内の各所にエアコンを設置すればその辺、各場所の温度設定も可能になり、管理もしやすくなるということで、今回12台のエアコンの設定を考えておるところです。

以上です。

(加藤) 昭和54年にできたということで、それ以来ずっと使っているということになるのですか。そうであるなら、今いろんなエアコンも逆に古いのは電気料がかなりかかる。やっぱり電気料を1年分かけるのであれば、新しいエアコンに取り替えてやったほうがよっぽど経費的に安いなんて、実際際私もそんな細かいことまで調べたことはありませんけれども、よく言いますよね。もう十数年前のエアコンなんかは電気料がかなりかかるのでというふうなことがありますけれども、そういう古いものというものはやはり当初予算になるべくチェックをしてやっていくべきだというふうに、770万ですから、相当の補正額になると思うので、その辺やっぱりきちんとチェックをしていただきたいというふうに思うのですが、今後ほかにこの関係の施設でそういうところというのは、ああ、あそこはどうかなって、もう今補正で組むのではなくて来年度の予算の中

でそういうことの計画的なものは考えているのかどうかをお聞かせください。

（こども未来部参事兼こども応援課長）委員さんが今ご指摘いただいた当初予算に上げられないかということなのですが、こちらも今のスタンスとしましては壊れたら計上するような形で今来ているところなのですが、新たに例えばこども応援課ではほかの事業で、放課後子ども教室だったりとか放課後児童クラブの関係で新たにそういった施設というか、使わせてもらう場合はエアコンをつける場合があるのですが、既存の今質問いただいているその今のエアコンが計画的に計上ということは、ちょっと今のところほかに何施設あるかというのは、各施設エアコンがあるのですが、その辺は計上とかは今、すみません、計上を考えていません。

（こども未来部副部長）未然に交換をというお話なのですが、大規模な施設、例えばここ数年でいくと笠原公民館ですとか常光公民館のエアコンを実は当初予算計上して、起債をかけて直しているという事例があります。そういった施設も老朽化が進んできて、何台かが事前に壊れて、壊れたからそれを直したということがあった上で、この後も故障が予想されるので、ある程度まとめて交換をしたという経緯があります。それで、今後についてもある程度その館によって、例えば10年、20年たつと故障が見え始めてきますので、その段階でこの後例えばまとめて壊れそうだということであれば当初予算から計上して計画的に直すということは想定されているのですけれども、なかなかまとめていつ壊れるかというのが分からないものですから、極力長く使っていくというスタンスの中で、ある程度まとめて交換が必要な場合には当初予算に計上していくというような形で今のところ予算計上はさせていただいているところです。

（加藤）どこの施設のあれが壊れるからということは、目で見えて分かるわけではないからあれですけれども、でも大体何年度のものかということは分かるわけですね。そういうことをきちんとやっていただきたいというのがあるので、すけれども。

ちょっと話戻るのですが、今回この補正を770万組む中で、もう今暑くなってきているではないですか。それで、議決された後ということになるわけでしょうけれども、その間は大丈夫なのですか、この。

（こども未来部参事兼こども応援課長）故障し、今使用不要なものは暖房用ボイラーでございまして、冷房はパッケージエアコンに今切り替えて使用はできます。エアコン設置まで既存の冷房を使用していきたいと考えております。

以上です。

（加藤）では、次へ行きます。

31ページです。これ小中学校両方パソコン関係なので、一括して聞きたいと思うのですけれども、1人1台というふうなことで今回補正を組んで用意していただけるということで、前向きな姿勢なのかなというふうに理解します。それで、これがもし皆さん、児童生徒に1台ずつ使えるようになったときに、今回のように2か月も3か月も休校に入ってきてしまったわけですけれども、そういった場合にオンライン学習的なものが今後、今もう8日から普通、給食まで小中学校始まってやっていますけれども、今後またこんな事態がいつ起きるか起きないか分かりませんが、例えばこのような休校にしなければいけないような事態が起きたときにはそういうことができるというふうなことを考えていられるのかお聞かせいただきたいと思います。

（学校支援課長）学校におきましては、主たる教材としての教科書や補助に基づいて課題を与えていくことになるかと思えます。オンライン授業につきましては、現状では補助的な役割と考えております。家庭におきまして活用できる端末がない、またはインターネットに接続できるような環境がないということで、オンライン授業に参加できない場合につきましては、やはり紙による課題や電話での確認などの対応を基本に考えてまいります。感染状況等によりましては、学校のコンピュータ室の活用なども見据えながら、環境がないことで学習保障が行えないということがないように努めてまいりたいと思えます。

以上です。

(加藤) 中学校の保護者の方には、家庭にWi-Fiがあるか何かって、そんなアンケートが出されたというふうにも聞いているのですけれども、そういうことをアンケートを出したということは、家庭学習的な、今すぐ云々ということではなくて、そういうことも今補助的なことだというふうなことでおっしゃっていましたが、そんなことを考えた中でのそういうアンケートだったのでしょうか。

(学校支援課長) 今後家庭と学校とでの双方向のオンライン授業等の導入等を見据えて、各家庭でどのようなインターネット環境にあるかというのを調査いたしました。市内の全小中学校の全家庭から回答をいただいたわけではないのですけれども、こちらのほうを調査結果を参考にしながら今後準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

(加藤) それと、1人1台でいろいろとできるということはいいことだというふうにももちろん思うのですが、本当にこのGIGAスクールというのはどういうことかって、本来の目的というのは何か教職員のやはり働き方改革の中とか、そういうことで教職員には大変さを少しでも減らすようにみたいな、そういうふうなことというふうなこともちらっと見ているのですが、そうではなくて、やはりせっかくこういう今の時代に合わせた教育をしていくわけでしょうから、先生方はもちろんかもしれないのですが、やはり一番は子ども、児童生徒のことが一番に考えていただかなければというふうに思うのですけれども、その辺はもう本当に先生が少しでも楽になるようなことでの使い方ではなくて、今申し上げましたように児童生徒のことが一番の目的だと思ふのですけれども、その辺やっぱりその先生によっていろいろ使い方ももちろん違ってくると思うのですが、教育委員会としてはこれを全児童生徒に行き渡るように用意するということは、まず第一の目的は何なのか、教育委員会として。

(学校支援課長) 委員さんご指摘いただきましたとおり、今回のこの導入に関しまして一つの目的としましては、教職員の負担、校務負担軽減がございます。そして、大きくもう一つの目的としまして、児童生徒が

より効果的、効率的に学習を進めることができるようにというのがございます。教職員の活用の仕方についてまだまだ課題はございますが、今年度、鴻巣市学校教育情報化推進ワーキンググループというものを組織、設置いたしまして、市内の校長先生、教頭先生、主幹教諭を中心にして構成しておりますが、児童生徒がこの端末が効果的に使えるような指導方法などをこの後研究、調査して市内の小中学校に広めていく予定でございます。そのようなことを通して、児童生徒が大変効果的な文房具の一つとして活用できるようになることを目指して指導してまいります。以上です。

（加藤）それで、最初にここを通告しておいて聞くのを忘れてしまっているのですけれども、いつ頃から、では実際に全部1人1台ということで使用可能なかをお聞かせください。

（教育総務課長）学習用端末の使用開始の時期でございますけれども、現在プロポーザルを行っていきまして、その提案の中で端末の機種のを決定するという予定になっております。今回の補正予算の議決をいただいた後、入札によりまして業者を選定する予定でございます。今年度中に議会に財産取得のための議案を提案いたしまして、議決いただいから業者と契約を締結いたします。令和3年3月末までに各学校に整備を行いたいというふうに考えています。端末を利用するためのネットワークなどの整備も、そういったものもあることから、4月からの使用開始を予定しているというところです。

以上でございます。

（加藤）では、ちょっと通告していないのですけれども、同じページの21節のところ、先ほどの説明の中でこの賠償金が何か西中学校というふうな説明があったかと思うのですが、これはこの賠償金って、西中学校というのは何がどういふふうなことがあったのかをお聞かせください。

（教育総務課長）令和2年の4月16日なのですけれども、西中学校の駐車場なのですが、同校の用務員が草刈り機で除草作業をやっておりました。そのときに石が飛んでしましまして、教職員の自家用車2台を破損

してしまったというところです。1車は左側の前部のドア窓ガラス、もう1車は後部の窓ガラスを破損してしまったということで、負傷者はいなかったのですけれども、この件につきまして用務員は自分がやってしまったということで過失を認めていると、そういった状況でございます。以上です。

（加藤）専決処分でのあった内容ですね。分かりました。

では、33ページの学校支援課の関係ですけれども、先ほど説明があって、いろんな備品を買うというふうなこともあるのですけれども、議案説明の中に冷却ネックタオルをというふうな話があったかと思うのです。これがその中に入っているのではないかと思うのですが、冷却ネックタオル、もう子供たち正常に通学しているわけですけれども、いつ頃配布する予定になっているのかお聞かせください。

（学校支援課長）冷却ネックタオル、クールネックタオルにつきまして、7月17日前後に全小中学校に配布を予定しております。

以上です。

（加藤）7月十……

（学校支援課長）7月17日前後でございます。

（加藤）24日が議会最終日だからですけれども、ある程度もう発注をした中で、発注というか、決定ではないにしても、数は数ですよ。八千何人ですか。ですから、今日お願いしますって言ってもそんな簡単にその数もそろわないと思うのですが、その辺はやっぱり議決してからから初めて話をするということではないかと思うのです。そのことを一応補正で上げるというふうなことでの話の中での話がもう始まっているかと思うのですが。今年夏休みは一応8月1日から18日まででしたっけ、短期間の夏休みになるということですが、やっぱりもっと早くに、せっかくであれば準備していただきたいというふうに思うのですが、もっと早められるという可能性はないのでしょうか。

（教育部長）やはり予算の裏づけがないものを契約行為は結べませんので。ただ、方策としては入札ではなく、やはりすぐにも配りたいものですから、議会で順調にいただきましたら随意契約で見積り合わせの中で

決定して、すぐに配るような予定と今スケジュールを立てているので、早くて7月の中旬頃というような予定になっているところです。

(金子)では、さっと四、五個。通告は2題しかないので、二、三題ちょっとお聞きをしてやりますけれども、29ページの先ほどの中学生の海外派遣事業、学校支援課の関係ですけれども、こちらにつきまして、それと中学生社会体験チャレンジ事業とか、加えて教科外のほうも中止とかなって残念なところがございますけれども、中止ということで、それだけで終わりなのか、それともこれからそれに代わるものが企画としてできるのか、またやってもらいたいという希望とか、そういうものがあればそれに対応できるのか、そういうもの。それと教科外の教育推進事業、オリンピックの関係でございますけれども、これにつきましても中止だけでなく、次年度についてもし準備が、今後どういうふうにかえるのか、それでもしできるようでしたらば次年度、2021年になってしまいますけれども、そういうふうなこれに代わるものができるのかどうか、それも含めてちょっとお伺いいたします。

(学校支援課長)中学生海外派遣事業につきましては、代替案につきましては検討をいたしました。ただ、臨時休業から6月1日に学校が再開され、学習の遅れを取り戻すことが第一と考えております。また、夏季休業日の短縮もありまして、代替措置としての国内での国際理解教育、体験活動や英語教育の体験活動等については、実施は難しいものと考えております。また、ALTを活用しての英語体験事業のような取組につきましても、授業日におきましては英語を含む全教科の教科書を中心とした授業実施により、中学3年生の生徒や保護者の不安を解消していくことが重要だと考えております。なかなか実施については難しいというふうにかえております。

そして、教科外教育推進事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のほうは1年延期ということですので、また来年度のこちらのほう事業実施に向けて準備をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(金子) 続きまして、31ページですけれども、これのほうはやはり教育総務課のほうの関係です。小学校の教育用パソコン、これと中学校のやはり教育用のパソコンの関係でございますけれども、こちらにつきまして前任者のほうも質問とかがございましたけれども、これから導入に向かってと、3月末までには、令和3年度、設置をして4月からということでございましたけれども、そのスケジュールですけれども、こういうふうな昨今のコロナの関係で非常に厳しい状況でありますけれども、第2波、第3波もありますけれども、ちょっと数が多いので、これが例えば鴻巣市だけのことだったらばこれは対応できるか分からないのですけれども、全国的なことを見ると遅れる可能性もあるのかなと思うのですけれども、そういうふうなコロナの関係とかいろいろな状況があったとしてもこれを整備、構築できる可能性があるのかどうか、またそれをする準備ということで段取り、そういうものが組まれているのかどうかちょっとお聞きいたします。

(教育総務課長) 端末の整備ということなのですが、全国の小中学校でも学習者用端末の調達を行われるということでございます。文部科学省のほうも各メーカーのほうにそういったものを全て準備するようというところで働きかけをしているということもございまして、今のところ順調にネットワークの整備なんかも準備を進めているという形でございます。令和3年度、令和2年度末までには何とか端末のほうがそろえるのではないかとということで考えております。

以上です。

(金子) そうしますと、これから整備されるということで、メーカー等についてはその流れの中で選定というふうな段取りということで、そうしますとまた入札とかなりますとこれはある程度経費的なものも少し削減できるのかなと思われまますけれども、そういうふうな、それとこれは国の考えですから、全額いただけるのだったらもらってしまってもいいかなと思うのですけれども、そういうふうな段取りでということで、再確認ですけれども、よろしいわけでしょうか。

(教育総務課長) この後議決をいただいた後に入札等の作業に入ってま

いますけれども、一応金額としましては国の補助金が1台当たり上限4万5,000円ということでございます。そういったことも各メーカーに情報提供しまして、タブレット型のパソコンのほうを開発していただいているということがございます。入札ですので、金額がどうなるか分からないのですが、恐らくそのような金額になるのではないかと予想しているところでございます。準備につきましては、何とか各メーカーとか何かにもそのほうでも働きかけをしておりますので、こちらのほうも入札等終わりましたらいろいろとお願いをして、何とか3月末までにそろえたいというふうに思っております。

以上です。

(金子) これは、これのほうのパソコンの関係かどうかちょっと私も不確かというか、全般的なことなのですが、各学校において教育方針として学習方法に特色ある、各学校によって学習方法は特色あるというふうな形で、今これからコロナの関係もいろんなものが影響もあわせて、今度は夏休み、夏休みは短縮されますけれども、土曜の日課とかいろいろ入れまして学習をされるということでありまして、教育委員会としてやはり、学校長会とかいろいろあるかと思うのですが、ある程度統一した方向ということで、この学習の遅れを取り戻すためにいろんな方法とか方針とか段取り、そういうものをお考えなのかどうかお聞きいたします。これ全般的なことになってしまいますけれども。

(学校支援課長) 今お話しいただきましたように、学習の遅れを取り戻すこと、これをまず第一の目標としまして、お話しいただきましたように夏季休業日、冬季休業日を短縮、それから密になるような学校行事、こちらのほうを取りやめまたは延期というような形で、授業日、授業日数、授業時数の確保に各学校努めているところでございます。現在教育委員会のほうで市の新型コロナウイルスの感染症対策マニュアルを作成しております。そして、マニュアルのほうを全小中学校に配布しております。こちらのマニュアル等に基本的な対策等は基づいて対応等、各学校工夫して取っている、そして6月から授業が再開されたところでございます。

以上です。

(金子) 最後に、先ほど加藤委員からも話ありましたけれども、33ページ、ちょっとこれ確認ですけれども、先ほどの学校支援課のほうの児童生徒健康安全管理事業の中のネックタオル、冷却ネックタオル、7月の17日ぐらい、これから承認されて、それで発注ということで、確かにその時期になってしまうのですけれども、1か月……どのくらい使えるのですか、そうすると。言いたいことは、学校の期間だけですと2週間ぐらいになってしまうよ。それと後半、8月の20日以降。また、それもどのくらい使えますかね、9月いっぱいまではいかないか分からないのですけれども、中旬ぐらいまでとすると、その間使うだけなのか、それとも夏休み中でもできれば児童生徒に、個人的にというけれども、私的になってしまうのです、これ。それも利用してやることも一つの方法かなと思うのですけれども、やはり児童生徒の健康維持のためには、外に出るときには、これ個人支給という形になるのですかね、これは交換とか、古くなったからとか、そういうものについてはまた新しくもらえるのかどうか。ただけないとは思っているのですけれども、そういうものを含めて私的な感じの利用も私は必要かなと思うのですけれども、まずその点どういうふうにお考えなのかお聞きいたします。

(学校支援課長) 現在のところ、クールネックタオルにつきましては全小中学校児童生徒1つずつ配布ということでございます。ただ、実際学校におきましてはもう既に、これは個人個人ですけれども、使用している児童生徒も学校によってはいるかとは思いますが。この市が配布するクールネックタオルにつきましては、もちろん学校登下校における使用はもちろんですけれども、それ以外個人的な活用をしてももちろん構わないものではありますので、十分に活用していただいて、どの程度使えるか、もつかというのは今のところちょっと把握はできてはおりませんが、十分に活用して、水筒持参など、それから帽子着用など、ほかの熱中症対策と併せて効果的に使ってもらえるかなというふうに考えております。

以上です。

(織田) では、通告に従いまして19ページからお願いいたします。  
19ページ、3、民生費の1節児童福祉総務費の中のこども応援課、地域子育て支援(サロン型)事業についてちょっとお聞きします。6月の15日から各公民館でのサロンが始まるというふうに聞きました。結構大変で、人数制限があったり、それから時間は1時間で交代とか、私そこに入るスタッフが眼鏡着用、マスク着用、もちろん備品等、マスク等は市のほうで用意していただけると聞いたのです。最初は長袖が必要ということでした。今度何か長袖のエプロンも市のほうで用意してくださるということだったのですが、この補正の中に多分含まれていませんよね。最近決まったことみたいなので、この補正の中の地域子育て支援拠点サロン型事業の中の350万の中にその長袖エプロンというのは予算として入っているのかどうかお聞きします。

(こども応援課副参事) 再開するに当たりまして、子育て支援拠点の運営者の方に集まってお聞きしました。新型コロナウイルス感染予防対策として必要なものの意見をいただく中で、赤ちゃんをだっこする場合を考えて長袖のエプロンが欲しいという要望がありました。今回来週から再開しますので、今回予算で計上しておりますサロン型事業の需用費で対応したいと考えておりますが、この予算が通りましたら、議決がされました流用戻しを行う予定で進めさせていただいております。

以上です。

(織田) 当初何か決まっていたものが数が足りないというので、抗菌性もあるからというのでまた別なものに替わったのですが、予算的にはそんなに変わらないのでしょうか。最初のものとは今回その数との対応で替わったみたいなのですか。

(こども応援課副参事) 最初用意したいと考えていたものが数がそろわないということで変更させていただいております。看護師さんが着用するような制菌性の予防衣を考えておりますので、数がなかなかそろわないということで、いろいろ確認を取りまして今回のものに決まった形で進めさせていただいているのですけれども、金額につきましては多少当初考えていたものよりは値段が上がっております。

以上です。

（織田）それまで用意していただけるというのは大変ありがたいことだと思いますが、1着大体幾らぐらいするものなのか、今分かりますか。

（こども応援課副参事）1着2,500円（P37「2,800円」に発言訂正）ほどになります。

（織田）1人2枚提供するというふうに聞いているのですが、1人1枚ですか。

（こども応援課副参事）支援拠点によりましては毎日やっているところもありますので、1人2枚用意して、洗い替えとして考えております。以上です。

（織田）では次に、21ページをお願いします。

保育所費の18節負担金、補助金、交付金、保育課の部分の臨時休園利用者負担額等給付金のところで、ここで聞いていいのかどうかちょっと自信がないのですが、実は保育園、こども園、公立、私立両方含めて休園になったときに、どうしても医療関係のお子さんは預かります。あと、また市から来ていた連絡にもそのように書いてありました。それで、こういった職種、例えば看護師さんのお子さんとか、お医者さんのお子さんとか、そういうことなのだと思うのですが、その医療関係の方の職種と、何人ぐらいのお子さんがその休園期間中に預かっていたのかお聞きしたいと思います。

（保育課長）休園期間中に利用された児童の保護者の医療の職種まではちょっと把握できていないのですけれども、両親ともまたは独り親の方が医師、看護師、保健師等の医療関係に従事しているお子さんは、期間中46名お預かりしました。

以上です。

（織田）もちろんこれは料金お支払いしてですよ。個人負担で預かっているのですよね。

（保育課長）個人負担ということではなく、普通に登園していただいたという形になります。

以上です。

(織田) 次に、31ページお願いいたします。

(何事か声あり)

(保育課長) ごめんなさい。ふだんの保育の利用と同じですので、保育料は発生しておりません。

以上です。

(織田) 分かりました。すみません、私の聞き方がちょっと悪かったみたいですよ。

31ページお願いします。1、学校管理費の17節の備品購入費のところ、ちょっと小中学校のパソコンについてお聞きしたいと思います。一応質問書に書いてあるのですが、何人か先に質問された議員の方もおられますけれども、今回は急だったので手探り状態でのオンライン授業だったと思うのですが、今後このような状況がまた発生して、加藤委員の質問とちょっと似ているのですが、状況が発生した場合の現状の問題点と今後の対策ということは考えていらっしゃるでしょうか。

(学校支援課長) オンライン授業につきましては、今回緊急事態であったということも踏まえまして、各校が工夫して対応していたかと考えております。今後このような同様な状況がありましたら、先ほど申し上げましたけれども、主たる教材としての教科書と補助教材に基づいて家庭学習を課すことを基本にしながら、グーグルが無償で提供しています教育機関を対象にしたICTツールとしての「G Suite for Education」、こちらの活用を視野に入れていきたいと考えております。ただし、これにつきましてもやはり端末や回線については各家庭の協力をいただいている活用とすることとなります。

以上です。

(織田) 私も今回一般質問を出したので、あまり詳しいことは聞きませんが、ちょっと確認したいことがあるのですけれども、教育委員会さんのほうでも一生懸命初めてのオンライン授業取り組んでいただいている様子がすごく伺われるのですけれども、このオンライン環境が整っていないご家庭が3割、もしかしたら4割強ぐらいいるというふうにとちょっと耳にしているのですが、その数を確認したいと思うのですが、今分か

りますか。

(学校支援課長) 調査のほうを5月に、市内小中学校全家庭対象に調査をいたしました。その結果としましてですが、5月11日までに約8割のご回答をいただきました。その回答をいただいた中で、インターネット接続が可能な環境にある家庭は約96%、児童生徒が利用可能な端末がある家庭というのは約88%、未回答の家庭がインターネット接続が可能な環境がないと仮定した場合で約78%のご家庭がインターネット接続が可能な環境があるかというふうに捉えております。

以上です。

(織田) そうすると、やっぱり3割強のご家庭はオンライン授業ができない状況にあるというふうなことなのですが、それは先ほどのお答えの中で紙ベースや電話等で対応していきたいということでしたので、これちょっと今回の補正予算ではとても難しいと思うのですが、今後の予算を組むときに経済的にちょっと大変でネット環境整わないお宅に何かしらのアクションを起こすことということは、例えば簡単に言えば補助金を出すとか、端末を例えば市で買い取って無償貸与するとか、そういうことになってくると思うのですが、今後また第2波、第3波が来るかもしれないというこのコロナの中で、そういったようなことは何か話題に出るとか、今後考えていかなければいけないようなことの中に含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) G I G A スクール構想のこの国からの補助金の中でも、そのネット環境についての補助の検討を教育総務課さんと一緒に検討をいたしましたけれども、現時点についてはなかなか難しいかなという結論に達しております。委員さんご指摘のとおり、これからは環境整備、これが最大の課題であるというふうに捉えて、その解決に向けて調査研究してまいります。

以上です。

(織田) 私もこの期間中にオンライン会議というものを、リモート会議ですか、四、五回経験したのですが、それが完璧であるとは思っていないのです。というのは、音も遅れて聞こえてくるし、人数も多い

と誰が発言して、では自分の意見を言ってそれに返ってくるまで回答が少しかかるとか、オンライン会議、オンライン勉強が100%いいとは私は実際自分が会議をやってみて思っているんです。でも、それがやっぱり必要になってきている時代ですので、ぜひともその環境のないお子さん、お宅にはオンライン会議でやったのと内容的に劣らない紙ベースでの勉強等をしっかり教えていただきたいということを要望しまして、質問を終わりにします。

以上です。

（橋本） それでは、まず19ページの生活困窮者自立支援事業、これ住居確保給付金ということでありましたけれども、これの申込み者数と1人当たり給付金額どのくらいあったのか、またこれ条件によっては給付できない方がいたのかどうかお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長） まず、住居確保給付金の4月の問合せ、相談の件数でございますが、21件、5月が40件となっております。申請件数につきましては、4月が2件、5月は8件の計10件でございます。令和2年5月の給付金額でございますが、5月からの支給開始は7件で、総額29万9,000円、6月は10件で予定しておりまして、総額42万3,000円の見込みでございます。6月9日現在、給付見込みの総額決定額は126万9,000円を予定しています。

次に、条件によって給付できない方がいたのかということでございますが、こちらにつきましては支給額の基準額がございまして、単身世帯で例をいたしますと基準額7万8,000円に家賃の上限額3万7,000円を足した11万5,000円が収入基準額となります。その収入額を超えないことがまず条件となりまして、また預貯金等が基準額7万8,000円の6倍を超えないことが条件で、当該額100万円を超えないということになります。そうしたことから、相談件数と申請とに差異が生じているところでございます。

以上です。

（橋本） 何人か給付できなかった方がいらっしゃるということ。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 相談の段階で申請可能な方につきまして

は、先ほど申しあげましたように、4月21件の相談に対して申請が2件、5月が40件に対して8件の申請であったということでございます。

（橋本）次に、高齢者施設等新型コロナウイルス関連支援事業、これほかの委員の方も質問されていたけれども、結構だと思えるのですけれども、これはもともと4月ぐらいから会えないという状況だったと思うのですけれども、これももともとどちらからこういう要望があったのか。施設側からこういうふうにしてくれという要望があったのか、それだけ。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）施設側からの要望があったかについてですが、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、高齢者施設等において入所者とご家族等の面会が制限されている中で、鴻巣市としてどのような支援ができるだろうかということを考えたときに、施設に現状を問い合せていただきまして情報収集した結果、タブレット端末の購入費の補助と、議案のほうにはありませんが、情報システム課所有のタブレット端末をお借りして施設に貸し出し、オンライン面会を試していただくという事業の発案をしたものですので、施設側の要望があったものでございます。

以上でございます。

（橋本）それでは、その間にはお話をしていると思うのですけれども、希望している施設がどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）現在希望している施設があるかについてですが、多くの施設にこの事業の利用を検討していただくために、議決前ではありますが、6月9日に対象となる22施設宛てにタブレット端末の貸与及び購入費補助のお知らせというメールを送らせていただきまして、まだ議決を経ておりませんので、あくまで予定ということでの内容となっております。お知らせして間もないこともありまして、お問合せ等の連絡はまだ受けておりませんが、今後議決後に正式なお知らせをするとともに、そのときには申請書等を郵送し、多くの施設にこの事業を利用していただくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（橋本）ぜひ多くの施設が利用していただきたいと思います。

その下の放課後児童クラブ管理運営事業と、休業中でも特別開所をしたところの費用ということでありましたが、その利用者どのくらいいたのか伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）利用者でございますが、令和2年度の4月の放課後児童クラブの登録児童数が1,424人おりました。その期間中の利用者については、1日平均62人ございました。利用率は、ほぼ3%から5%ということで推移しております。

以上です。

（橋本）また、休業している児童クラブでありますけれども、収入が入ってこないところもあると思うのです。この児童クラブの経営状況と、こういったことを確認したのか、こういった問題あるのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）休業している児童クラブの経営状況等についてですが、利用者の自粛による指定管理料や民間の収入減の対応として、民間への委託料の積算根拠となっている補助金の積算におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、放課後児童クラブを臨時休業させる場合には開所したものとして算定し、差し支えないということになっておりますので、開設日数減少によるその委託料の減額はございません。

以上です。

（橋本）分かりました。

次、21ページの特定教育・保育所等支援事業、臨時休園利用者負担額等補助金、これ前任の議員も質問がありましたので、ちょっと。これ当然こども園とか、そういう休業に関する補助金ということでありましてけれども、何園というか、まずこれが何園分なのかということと、園側の負担があるのか、そして当然幼児教育無償化なので、費用等は入ってくるのだと思うのですけれども、例えばパートの従業員さんとか、そういうのは雇い止めというのですかね、処遇、こういうのをちょっと確認したいので、伺いたいと思います。

（保育課長）まず、この補助金なのでありますけれども、認定こども園と地域

型保育施設の利用者負担額と民間保育所、それから認定こども園の給食費については、施設のほうで徴収していることとなります。今回休園に当たりまして給食費利用者負担額を減免したことによりまして、こちら補助金として施設のほうにお渡しして、施設のほうから保護者の方に戻していただくという形の補助金になっております。ですので、これ施設に対しての休業の補償とかということではなく、利用者に戻していただくような補助金になっています。

それと、今回の影響でなのですけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響で臨時休園等を行った場合においても通常どおり給付は行っております。施設の収入は補償されていることになっておりますので、人件費等についてもこれを踏まえた上で適切な対応を取っていただくような形で民間保育施設のほうには周知をしております。

あと、対象の園は、利用者負担額の補助については認定こども園4園、それから地域型保育施設14園分になります。それと、給食費については認定こども園4園、民間保育所7園分となります。

以上です。

（橋本）それでは、23ページの生活保護総務費庶務事業、システム改修委託料ということですが、これ補正なのですけれども、毎年かかるものなのかということと、また今回大変な厳しい状況にあるので、生活保護の申込み数はどのくらいなのか、この状況だけお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、システムの改修の内容ですが、日常生活支援住居施設入所者委託事務費や経理状況の項目欄を追加し、登録や集計を可能にするよう改修するものです。システム改修委託料は、毎年かかるものではございませんが、生活保護基準の改正により、その都度システム改修委託料が発生するものでございます。

次に、生活保護の申込み状況でございますが、5月中旬以降、徐々に相談及び保護申請が増加傾向になっております。6月以降は、保護開始件数がかかなり増加してくるものと考えております。保護相談の増加率と申請件数、参考までですが、令和2年4月、保護相談件数20件、前年同月比117%、うち申請件数は7件でございます。5月の保護相談が27件、前

年同月比168%、申請件数が13件、うち新型コロナウイルス感染症の影響では各月1件の計2件でございます。

以上です。

(橋本) 分かりました。

では次、29ページの中学生海外派遣事業の件ですけれども、まずこれ…

(委員長) すみません。生活保護総務費庶務事業で一回休憩したいなと思うのです。よろしいですか。すみません。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども応援課副参事より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(こども応援課副参事) 子育てサロンの長袖エプロンの単価を2,500円とお伝えしましたが、正しくは2,800円でしたので、訂正をさせていただきます。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

(橋本) それでは、29ページの中学生海外派遣事業。まず、この派遣の中学生は選ばれて決定していたのか、まず聞きたいと思います。

(学校支援課長) 令和2年度の鴻巣市中学校生徒海外派遣事業につきましては、4月、年度当初から事業をスタートさせる予定でございました。4月当初に各学校へ、中学校のほうへ案内を配布、そして参加者を募集するという流れでございました。7月に実施までに期間が限られているということで、4月に中止を決定いたしましたので、まだ募集、そして参加者の決定はいたしてはおりませんでした。

以上です。

(橋本) 分かりました。まだ決定していなかったということですね。

今回高校野球の、甲子園で1試合だけやるというふうにありました。中学3年と高校3年、世代の方がとても私はかわいそうで、こういった海外、思い出づくりもあると思うのですけれども、こういう派遣事業も中止になってしまったので、何かこういう方たちにこういう中学3年生に英語のオーストラリアの思い出とか、そういった思い出が残るような企画ができないか、それだけちょっとお伺いいたしたいと思います。

(学校支援課長) 代替案につきましては、日本国内にある英語学習の施設の利用等を検討いたしました。まずは学校が再開されて学習の遅れを取り戻すことが第一と考え、代替案の実施、また何か記念となるようなものの検討につきましては、今回は見送るといたしました。

以上です。

(橋本)では、やっぱり年度末までぜひ何か企画していただきたいなど、要望を言ってはいけないと思うのですけれども、お願いしたいと思いません。

次、31ページ、パソコンの設置事業。これも前任者がいろいろお聞きしたので、取りあえず私から、これ全国が同じ状況で全小学生、中学校にパソコン1人1台となるともうかなりの発注数だと思うのですけれども、今現状メーカーさんとか、例えば3月末までにこれが用意できるという、具体的なそういう予想は立てているのか、それだけちょっと伺いたいと思います。

(教育総務課長) パソコンの調達という関係だと思うのですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、文部科学省のほうから各メーカーのほうに要請をしているという点もございますし、国のほうからも何台ぐらい、では必要なのだということで調査も来ております。実はそちらのほうで全国的に何台調達予定かというところを国のほうが把握をいたしまして、それでまたさらにメーカーのほうにも働きかけるということも言うておりますので、何とか3月末までにはそろえられるのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

(橋本)あと、パソコンのオンライン授業、私もWi-Fiの環境等をち

よっとお聞きしようと思ったのですけれども、先ほどのアンケートで78%が何とかインターネットはつながっていると。その残りの22%ぐらいですか、これがまだそういう見れる環境にないと。当然これからこのコロナみたいなことがあってオンラインを、こういうのなくてもオンラインというのは進んでくると思うのですけれども、そういった中でWi-Fi環境を各家庭に準備するというのはかなり予算的なものも大変だと思うのですけれども、これはもう希望なのですけれども、ぜひ将来的には、当然できる、私立の中学校とかは当然もう全部やってしまうと思うので、格差もどんどん広がってくると思うので、ぜひ何とか全ての子どもが自宅でもオンラインができるような、そんな環境を整えていただきたいと思うのですけれども、ちょっと1点だけ。先ほど答弁の中でグーグルの何とかって言うていたのですけれども、これの内容をちょっと説明していただきたいと思います。

(学校支援課長) グーグルのほうで無償で提供されております教育機関を対象としましたICTツールの一つでございます。こちらのほうを活用して段階的に、この休校中の中でも学校によっては朝の会議での児童生徒の健康観察など、双方向のやり取りをして確認ができた、行った学校もございました。ただ、先ほど委員さんのお話のとおりで、インターネット環境が全員、全家庭にはまだ整っておりませんので、およそ8割前後の児童生徒が朝の会に参加したということでございます。残りの参加しなかった児童生徒については、電話連絡等で全員の確認をしております。このような環境整備を今後、先ほど申し上げましたけれども、調査研究してまいります。

以上です。

(橋本) 分かりました。

同じ31ページの給食運営事業、材料費等の補償金ということでありましてけれども、ちょっと小学校、中学校を見ても額がかなり少ないと思うのですけれども、給食の関連事業者は大変厳しいのではないかなと思うのですけれども、こういった関連業者の状況とか、そういうのは確認しているのかちょっと伺いたいと思います。

(中学校給食センター所長) お答えいたします。

こちらの今回の予算につきましては、3月分の休業期間中の給食食材納入業者の調査ということで行っております。まず、個別によりまして、電話で食材のキャンセル等について有無を確認いたしました。また、その後文書をファクスによりましてキャンセルの有無も再度確認を行っております。その結果、キャンセルできなかった、今回補償金として上げましたものがパンと麺の業者1業者、牛乳供給提供業者1業者の2業者から今回の予算額の金額が上がっておりますので、そちらで確認をして予算を計上させていただきました。

以上です。

(橋本) 出てくるのだと思うのですけれども、それで給食関連業者って多分売上げがかなりもう通算3月からないということで、厳しい状況にあるのだと思うのですけれども、そういったところの会社自体がこれから先運営できるのか、そういったことを調査とか、そういうのは確認はしていないのか、それだけお伺いいたします。

(教育部長) おっしゃるとおり、今まで定期的に給食食材を提供していたわけですが、その業者がコロナの影響で提供できなくなってしまったと。当然に会社の経営としては苦しくなるわけですが、そういう企業といいますか、例えば個人事業主さんとか、特に小学校の納入業者さんには校長会議等を通じて環境経済部のほうでやっています個人事業主の給付金の、5%の売上げが下がった場合の最大10万円の給付金がありますよという案内を校長会議でお知らせして、各事業主にお伝えさせていただきますよう周知しているわけですが、そのほかに例えば給食の食材が大きいものだったり、よく冷凍食品とかが多いのです。そういうのって2年とかもちますので、そういうものは例えば業者のほうで置き置きしておいていただいて、再開したときに活用できるような形で今対応しているところでございます。

(橋本) そういう冷凍食品の対応はできるものもあると思うのですけれども、当然毎日のお金が入ってこないということですから、これから給食のこれが長い、今度再開するのですかね、これから長いお付き合いす

るのですから、そういった面もうちょっと、予算もありますので厳しいと思いますけれども、ちょっと面倒見てあげないといけないのではないかなということでも質問したのですけれども、それはぜひやっていっていただきたいと思います。

あと、では今度33ページ、スポーツ課、東京オリンピック・パラリンピック推進事業。これ全額減額ということですが、今までこの事業で使ったというか、使用したもの、そういうものはないのか、まずそれをお聞きします。

(スポーツ課長) それでは、橋本委員の質問にお答えいたします。

延期によって減額ということで費用はないかということですが、12月の債務負担行為を行いまして、委託料、東京2020オリンピック・パラリンピック応援イベント、こちらにつきましては、令和2年1月28日に契約を交わしました。しかしながら、オリンピック等の競技大会延期の発表を受けまして、合意解除を令和2年4月7日に行ったところがございます。こちらにつきましては、発注者、受注者との間に契約に基づく債権債務の存在はしないこと及び今回の契約解除に関し異議、苦情等を申し立てないことは確認をしているところがございます。

なお、この案件につきましては、本市の顧問弁護士にも相談をして対応しているところがございます。違約金等については、一切発生しておりません。その他の事業費につきましては、始動、動き出す前に既に延期が決定しておりますので、オリンピック事業について費用はかかっておりません。

(橋本) 分かりました。ちょっともう関わっているのではないかなと思ったので、それはよかったなと思いますけれども。それで、また来年当然、中止ではなくて延期になったと思うのですけれども、これに向けて何か準備等があるのかどうか、それだけ伺いたいと思います。

(スポーツ課長) 現在のところ、組織委員会及び県のオリンピック・パラリンピック課にも確認をしているところがございますけれども、現在のところ聖火リレーのまだ日程も決定されておられませんし、その辺を踏まえて動向を注視しながら、何か動きが入り次第準備等を行っていき

いと考えております。

以上です。

（橋本）分かりました。

最後に、同じページの児童生徒健康安全管理事業。これネックタオルとかアルコール消毒液、そういったものって聞きましたけれども、この事業は今年だけなのか、それだけ最後に聞きたいと思います。

（学校支援課長）今回の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対策と、それから学校の臨時休業長期化に伴いました夏季休業日等の短縮に伴うものと考えております。季節性インフルエンザなどの感染症対策につきましては毎年のごとではございますので、このような感染症対策につきましては今年度だけのものにとどまらないものと考えております。今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後の感染の状況、また資材の状況等を見ながら対応してまいりたいと存じます。以上です。

（諏訪）では、議案第58号の一般会計の補正予算について質問させていただきます。

一応通告出させていただいておりまして、ただほかの委員の質疑の中でも大分分かったものもあります。すみません。重複して伺うかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、19ページの生活困窮者自立支援事業でございます。今回新型コロナの、いわゆる職業をなくして住むところもなくなってしまうという、そういう方に急遽つくったものだということなのですけれども、当初予算では88万8,000円で計上されております。今回補正が177万6,000円ということですので、当初予算の2倍を今回補正予算で取られておりますけれども、もともとの当初予算の88万8,000円というのは大体何人ぐらいを見込んでいたのかということと、あとは今回の補正なのですけれども、橋本委員のほうがお尋ねになられて、4月の問合せは21件、5月が40件で、それぞれ申請に至ったのがおよそ21件のところでは2件、40件のところでは8件、5分の1ということなのですけれども、この申請に至らなかった方々、要件が全く合わなかったのかどうかというところをまず

伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長） それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、今年度の88万8,000円のその根拠でございますが、令和元年度の実績ですけれども、4月に1件、3万7,000円の支給があったのみとなっております。また、平成30年度におきましては、月数として13月、支給金額として56万円というところでございます。29年度が3月で13万2,000円と。これまでの事業としますと、金額のほうにつきましては多くて56万というところで、今回につきましては単身世帯の定額家賃3万7,000円を基準に88万8,000円という金額を割り出したところでございます。

それから、目的なのですけれども、まず住居確保給付金につきましては離職等により経済的に困窮して住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労の自立を図るものとしてスタートしております。今回コロナの関係でございすけれども、その条件からまず令和2年4月1日に年齢制限がなくなっております。これまでは65歳未満までということになっておりました。4月20日には、休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方も対象となっております。また、4月30日にさらに利用しやすく、申請時のハローワークへの求職申込みが不要となっております。これがコロナによって変わった点になってきております。対象件数は4月が2件、5月が8件ということで、何が申請を阻害したのかというところでございますが、そこにつきましてはあくまで所得が50万円今までであった人が40万円になったとか20万円になったとか、そういったことで、基準額を超える金額をお持ち、また資産をお持ちのケースが多くて、そういった意味で申請に至らなかったというふうに伺っております。

以上です。

（諏訪） そういたしますと、所得の基準が合わなかったということなのですけれども、それによって住居が失われるという可能性はなかったということではよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）現状で社会福祉協議会のほうで窓口を実際行っているわけなのですけれども、聞く範囲では一定の所得が当然ございませぬので、住宅家賃が払えないというお話は聞いてはおりませぬ。

（諏訪）そして、今回は4月になって3回緩和条件がいろいろ変わったということなのですけれども、いわゆる新成人、学生の方も今回対象になったというふうに出ていると思ったのですけれども、これ国会で答弁されていますので、学生の方も対象だというふうに。というのはその方が生計を自分で立てているというのが条件ですけれども、いわゆる親御と一緒に住んでいるというような学生さんではなくて、ご本人が一人で住んで、ご本人が生計を一人で立てているというような学生さんも対象になったというふうに私は理解しているのですけれども、この申請の相談の中に学生の方はいらっしゃいましたでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）ちょっとそれについては、学生がいたかについては、申し訳ないのですけれども、確認をしておりませぬ。

（諏訪）今回のこのケースは、原則3か月、最大9か月までこの支援が受けられるというふうになっているかと思うのですけれども、現在申請して支給対象となった方々は、一応この期間内に自立ができそうということによろしいのでしょうか。それとも、その後就労支援が必要だとか、そういったことがあるのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）現状では、こちらの先ほどご説明ちょっとさせていただきました総額126万9,000円というのは、あくまでそれぞれ1件3か月分を見込んだものでございまして、その後につきましては当然コロナの終息状況と、またいわゆる求職活動、また就労の開始、それから休業が当然改善された場合によって変わってきますので、その点につきましてはまた随時申請になってくるかと思いますが、現状では一応3か月というところで見込んでいますところでは。

（諏訪）現在受けられている方は、現状は3か月だということですが、これが4か月になりそうだという方はそのまま引き続き相談をしながら延ばすことはできると思ってよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）最大9か月ということになっております

ので、可能と理解しております。

（諏訪） 給付の仕方なのですからけれども、自治体から直接家主さんのほうに支払うというふうに書かれてはおりますけれども、当市においてもそのように給付されているということではよろしいですか。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 直接ご本人ではなく、家主のほうに振り込むようになっております。  
以上です。

（諏訪） では、同じページの介護保険のタブレットの件です、19ページの。施設側への補助ということですが、皆さん質疑されたので、おおむね分かりましたけれども、一応1施設で2台まで、10万円までということとでスタートするということとでございます。本当にいろいろな新聞報道などでも実際に面会ができない中でご家族とこういったオンラインで言葉を交わし合う写真とか見ておまして、こういったものもいいなというふうに思っておりました。今回は、面会を一応自粛している施設で、そして特養、老人保健施設、あとはグループホーム、この3施設、3種類というふうに伺っておりますけれども、実際にサービスつき高齢者住宅などで暮らしている方も外出はなるべく控えていますし、あとは面会ができないというわけではないのですけれども、面会者も控えていると、そういう状況があるのですけれども、これをそういったサ高住などの施設にも拡大するということはお考えはないのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） 今回の対象施設を選定した理由といたしまして、もともと入所者や入居者の方が自由に外出できない環境にあつて、かつ新型コロナウイルス感染拡大防止により面会が制限されている施設ということで選定いたしました。特養と、あと老健施設、あとグループホームということで選定させていただきました。有料老人ホームとかサービスつき高齢者住宅といったところにつきましては、入居者の方が比較的自立度が高い方が多いということで、もともとの環境のほうで自由に外出できない環境ではないという判断をさせていただきまして、3種類の施設ということで選定させていただいたところです。

以上でございます。

（諏訪）それで、各施設が名のりを上げて、この補助を使いながら購入ということなのですが、その後の要するに使った後での報告というのはどんな形で、タイミングは例えば毎月なのか、毎月何人利用されましたというような、そういった報告なのか、報告の内容を伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）まず、使ってオンライン面会をしているところの写真を撮っていただきまして、それを添付していただくことを考えております。それから、報告につきましては、期間等はまだまだちょっと検討をしておりますけれども、補助金を支給してからどのくらいの期間というのはちょっとまだ検討中でございますが、使用した件数のほうはきちんと記録を取っていただきまして、それを添付していただこうと考えております。

以上でございます。

（諏訪）21ページです。特定教育・保育所等支援事業でございますが、こちらのほうも大体おおむね分かったのですが、すみません、対象となる施設の数がちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、数と、具体的にその施設の名前は教えていただくことはできますか。

（保育課長）施設の数なのですけれども、認定こども園が4園、エンゼル幼稚園、めぐみの木こども園、ゆめのはなこども園、大芦こども園。それから、地域型保育施設が14で、保育室風の街、きずなっこ保育園、カインド・ナーサリー鴻巣本町園、カインド・ナーサリー北鴻巣園、保育所まなびい、ぬくもりのおうち保育北鴻巣園、ことね保育園、L I T T L E A N G E L、保育所まなびい川里園、みらいの木保育園、たかいたかい保育園、あおぞら保育園、元気キッズ、きずなっこガーデンナーサリーの14施設です。給食費のほうの関係は、私立の保育所のほうになりますので、7園で、寺谷保育園、まごやま保育園、どんぐり保育園、ひかりっこ保育園、中央たんぼぼ保育園、どんぐりっこ保育園、ふくろうの森保育園。市内にある施設全てになります。

以上です。

（諏訪）では、ただいまの特定教育のほうの認定こども園と小規模保育

のほうなのですけれども、児童数、子どもの人数というのは大体何人ぐらい。全体で結構なのですけれども。

（保育課長）入所した児童数ということでよろしいですか。今回の対象となる児童数になりますか。

（対象となる児童数の声あり）

（保育課長）利用者負担額の対象となる児童数につきましては、この認定こども園と地域型保育施設の方ですと延べ610人になります。給食費の分につきましては、民間保育所と認定こども園の分になりますので、延べで1,167人分になります。ただし、今回給食費につきましても、利用者負担額につきましても全市内のお子さん全てに対して無償という形を取りましたので、公立保育所とか民間の利用者負担額の方もいらっしゃいます。

以上です。

（諏訪）とても給食に関しては助かったなというふうには思うのですけれども、先ほども小中学校の給食の食材の件でどうなっているかというようなこともありましたけれども、ここは各園で給食の食材業者さんに発注をして、そしてある程度計画的に発注をかけているかと思うのですけれども、その発注業者さんへの何か支援策というのはありますか。

（保育課長）発注業者さんへの支援策というのは特に考えておりません。以上です。

（諏訪）急な休園になって、これはいわゆる外出の自粛による休園ですので、ある程度やはり補償が必要なのかなと思ったのですけれども、各保育園から給食食材を調達している、提供をしているところに何かトラブルといいますか、トラブルまではいかなくても、今後同じ業者さんが納入をしてくれるとか、してくれなくなったとかって、そういったことは何か入っていませんか。

（保育課長）食材の発注に関しては、全て支払いはしております。今回給食費の免除ということになっているのですけれども、給食の発注した分に関しては市のほうで補助するという形になっております。保護者から徴収している給食費について、その分をお返ししていただくという形

を取っております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、保育園、保育所に関しても、この休園中の給食の食材に対してその業者さんへの補償は市のほうでしたということではないのでしょうか。すみません。

(保育課長) 市のほうで負担というか、本来保護者が払うべきものになってくると思うのです、食材については。そちらのほうを市がその分を補助して、園が業者さんに支払っているという形になるかと思えます。

(諏訪) では、3点目の保育所費庶務事業なのですが、ここは消耗品費と施設用の備品の購入ということなのですけれども、各保育所の配分はどのようになるのでしょうか。

(保育課長) 今回のこの消耗品費と施設予備費については、公立保育所8園分と4か所の一時預かり保育の事業分になるのですけれども、公立保育所につきましては、実は昨年度もこの事業を使いまして空気清浄機だとか消毒薬とかというのを購入しているのです。1施設、昨年度と今年度合わせて50万円という補助上限額となっておりますので、昨年購入しているものが多いところについては今回少なく配分するという形となっております。

以上です。

(諏訪) 放課後児童クラブ管理運営事業についてでございますけれども、こちらの会計年度任用職員の報酬の、いつからいつまでの期間なのかということと、あとは人数、配置先を伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 会計年度任用職員の報酬の期間、人数、配属先ということでございますので、順にお答えします。

まず、期間ですが、期間は放課後児童クラブが閉室していた期間、4月1日から5月31日、それと人数が17人で、あと配属先ですが、配属先は直営クラブの田間宮放課後クラブと馬室放課後児童クラブです。

すみません。一番最初にお答えしました期間ですが、4月8日から5月29日の34日分になります。すみません、ちょっと訂正をさせていただきます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、緊急事態宣言が出ていた期間のみの会計年度職員さんということなのですけれども、田間宮放課後児童クラブと馬室放課後児童クラブに配置をしたということによろしいですね。

すみません。この17人という方々は、当然ほかの、今休室となったところからも集められたということによろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今現在、市の直営のクラブが2園でございます。この期間については、朝から受入れをしておりまして、期間が通常の間より長い時間でございますので、その時間の対応ということでやってもらいました。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、もともと田間宮放課後児童クラブ、そして馬室の放課後児童クラブに配属されていた方々が午後から出勤するところを朝から出勤したという、そういったことによろしいのですね。

（こども未来部参事兼こども応援課長）そうです。1日の勤務時間が長くなっておりますので、午前、午後と分けたりして勤務しております。以上です。

（諏訪）放課後児童クラブが全て休室になっても、こうして開けてくださったところがあったおかげで、仕事を休めない方々にとってみれば本当によかったなと思います。実際にここをこの期間利用されていた児童数、1日何人ぐらいだったのかを伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）実際には、4月8日から5月29日の間でございます。公立の直営のクラブ2園については、それぞれ1日ごとの利用人数というのは報告いただいておりますので、その2園ですと大体馬室が少ないときで4名、多いときが16名、田間宮が少ないときで16名で、多いときが28名。一番多いときが48名です。それで、大体……すみません。一番多いとき、4月9日が55名でございます。その4月の登録人数の割合から申しますと、直営の2園のほかに民間の児童クラブも4園開けていただいておりますので、そちらを合わせて、大体4月の登録人数から見た割合が8.7%。一番多かったときで8.7%とい

う割合でございます。

以上です。

（諏訪）鴻巣市本当に広いですから、田間宮と馬室、ちょっと地域的には集中した場所かなと思ひまして、吹上だとか川里というところは民間のところが開けてくださったということで本当に助かったと思うのですが、ただ親御さんもいつもと違ったところに送り迎えというところでは苦労されたのではないかなと思うのですけれども、どこに行ってくださいというのはそれぞれ保護者が行ったのでしょうか。選ぶといひますか、どこに行つていいのかというところでは。

（こども未来部参事兼こども応援課長）直営の2か所で申しますと、馬室児童クラブに来たお子さんについては、鴻巣のお子さんがありました。あと……

（何事か声あり）

（こども未来部参事兼こども応援課長）すみません。こちら人数を、利用する場合は実際医療従事者だったりとか、やむなく仕事をするということが条件というか、そういうふうになっておりますので、支援員とその辺話して、支援員のほうでその辺、こちらの児童クラブということで相談をした上で受入れをしております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、この同じページの委託料の、中央放課後児童クラブの指定管理料が今回増額ということ、114万円の増額なのですけれども、この定員を増やすというその理由は何でしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今回中央児童クラブの特別開所分ということで、金額のほうで114万円計上させていただきました。これは、休室に当たり、医療従事者等の就業を継続する必要な方の子どもの預かりを引き続き提供するため、直営のクラブ及び指定管理の利用者については4月8日から田間宮、馬室放課後児童クラブで受入れを行うこととしておりましたが、4月7日以降の利用者を把握した中で、今指定管理になっておりますシダックス大新東ヒューマンサービスが運営する神明及び中央放課後児童クラブの利用者が多かったことがございませ

た。その中で、中央放課後児童クラブの利用者に発達障がいの児童が含まれていたことから、ふだん利用している放課後児童クラブで支援を行うことが環境の変化が少なく済むという判断の下、4月14日火曜日から中央放課後児童クラブの受入れを開始したところです。それによる日数が30日ということで、特別開所支援事業33万、それと特別開所人材確保、こちらの補助金が63万、障がい児受入れ推進の補助額が18万ということで、合わせて114万円ということでございます。

以上です。

（諏訪）神明、中央の希望者が多かったということと、指定管理をしているシダックスさんが動いてくれたということはとてもよかったと思います。ましてや発達障がいを持っているお子さんが慣れないところに行くというのは、それはそれは大変なことだと思いますので、そういった細やかな対応ができて、これは本当によかったなと思います。

あと、すみません、飛ばしてしまいました時間外勤務手当なのですが、放課後児童クラブの、この時間外勤務手当の内訳58万円、これはどういったものでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）こちらは、任期つき短時間勤務職員2人分の手当になります。期間は、4月8日から5月29日、34日間でございます。

以上です。

（諏訪）時間外なのですけれども、そうしますと8時間を超えるという勤務体制だったのかを伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）当然朝7時半から夜19時までということで、その勤務になりますので、通常ですと7時間45分（P56「6時間」との発言訂正）という勤務体制なのですが、ただそのほか、こちらの任期つき短時間勤務職員というのは放課後児童クラブの代表をされている方になります。その方が会計年度任用職員のその辺のローテーションといたしますか、配置もやっていただくわけなのですが、どうしても人が限られておりますので、その中でその方が時間外が増えたということで認識しております。

以上です。

（諏訪）大変な中、時間外をせざるを得ない状況で、会計年度の任期つきの方々の仕事があったということが本当によかったと思います。今のところは以上です。

あと、すみません、31ページ。こちらの教育のほうですけれども、小学校と中学校のいわゆる教育用パソコン設置事業でございます。今まで答弁をお聞きしてしまして、いわゆる文房具の一つだというようなご答弁もありましたけれども、パソコンを使って子どもたちがどんな授業展開をいわゆる新学習指導要領の中で提起されているのか、そこをまず伺います。

（学校支援課長）オンライン学習につきましては、先ほどちょっとお話しいたしましたが、学校教育情報化推進ワーキンググループ、こちらのほうでより効果的な機器の活用について研究を進めて、そして市内の先生たちに研修等を行って、その操作方法など、また効果的な使用方法について広めていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）オンライン学習がメインで、パソコンを使用してそういった学習にしていきたいということでございますけれども、今はコロナの中で本当に自宅と学校でオンライン授業というのは進められたりしているところもたくさんありましたし、当市においても実際行われたということでございますけれども、通常の学校生活の学習の中でそのオンライン授業というのはどういうものが想定されるのか伺います。

（学校支援課長）来年度からの1人1台の情報端末の導入後の活用について、先ほど申しあげましたワーキンググループが検討していくところなですけれども、ふだんの学校生活におきましての使用法につきまして検討をしていく、そちらの使い方についていろいろ学んで広めていくということでございます。それで、オンライン学習につきましては、今年度はなかなか双方向型、コミュニケーション型というのは難しいところでございます。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、今のところではパソコンを使って、パソコンがなければできないだろうという学習が、ちょっと見えてこないのですけれども、すみませんけれども、オンライン学習については様々あるかと思うのですが、通常の学校の授業の中でパソコンを使う場面、ほかのもう既に充足されている地域などを見ますと、例えばプログラミングを試みたりとか、あとはネットで検索をしたもので何か使うとか、そういったことかなと思います、まさか授業中に先生とオンラインで教室がズーム会議のように、ズーム学習のようにすることも含まれているのか、その辺がちょっとイメージができないものですから、もう少し詳しくお願いいたします。

（教育部参与）パソコンの中、パソコンは箱だけですので、中のものはどのようなものが入るのかということは大事になるのかなと思うのですけれども、想定していますのはドリル学習用の教材であったり、共同学習用の教材であったり、そういったことを今想定しています。例えば子どもたちがグループワークでどこかで写真を撮ってきて、それをみんなで見るといふようなときに映せるような、そんなことを取り組んでいるところもありますし、またプレゼンテーション用のソフトでプレゼンテーションを仕上げて発表するといふようなこともやっているところがあります。そういったところの利用が考えられるかなといふふうに思います。

（諏訪）そうしますと、ドリル学習、紙が要らなくなるということだとか、あとはグループ学習においてプレゼンテーションの仕方だとか、例えば前にプロジェクターがあって、そこに映し出すといふようなものが学習の中に入ってくるということが想定されるわけによろしいでしょうか。

（教育部参与）現状の環境でも取り組んでいるところはあるのですけれども、1人1台の環境になればより個に注目してできるというのでしょうかね、そういった状況にもなるかと思いますので、そういったところがより個々の状態に合わせてながら取り組むといふふうにご理解いただければなといふふうに思います。

（諏訪）では、オンライン学習なのですからけれども、今回のコロナのようにおうちから出られないということだと、うちが学習の現場になります。本来子どもたちは学校の教室の中で学習をしたり、校外学習もあるかもしれませんがけれども、家の中が学びの場になるというところで、その家庭の環境が、ハード的なものではなくて、例えば家族の関係、あとはおうちが狭いとか、犬がいるとか、邪魔されちゃうというような、そういった家庭内の環境がオンライン学習にどんなふうに影響するかわかりたいと思います。

（学校支援課長）オンライン学習は、確かに今後どんどん導入されていくべきものだと思いますが、学校ならではの学び、協調学習であったり、主体的、対話的な深い学びであったり、そういったことにおいては学校で集団生活の中で学ぶべきことはまだ多々あると考えます。オンライン学習を通して例えば課題の提供、そして課題を確認、またクラスでそれを共有するというような方法でオンライン学習は有効ではないかなと考えております。家庭の状況というのは様々あるかとは思いますが、その辺のところは今後また課題として検討してまいりたいと思います。以上でございます。

（諏訪）では、小学校、中学校の給食の運営事業でございますけれども、先ほど冷凍食品などはそのまま保存してもらってというようなこともありましたけれども、実際に野菜だとかお米を提供している、多分市内の農家さんだったりするかもしれないのですけれども、そういったところで要するに提供、急に止まりましたので、例えばほかの市では市役所のところで販売をしたというようなことも新聞などには載ってしまして、1週間ぐらいどうしても処分できないような食材があったのではないかと思います。市民販売ではないのですけれども、そういったことの検討がされたかどうか伺います。

（教育部長）そういう取組は農水省の補助を使いながら、例えばインターネットで募集をかけて、それを宅配で送る、売るという感じですかね、あとは今委員のおっしゃるとおりどこかの場所で即売会みたいなのであったり、そういうものについては農水省の補助がついてできる事業です。

そういう部分についてももちろん早くから検討して、事業者にそういう補助があるのですが、やりませんかという問いかけはしましたけれども、実際まず発注をかけて、それがキャンセル扱いにはなっている部分というのはあまりないのです。4月、5月分については発注かけていないですから、業者もまず在庫をストックしていないというところがあります。一部在庫をストックしている部分はあるのですけれども、業者との調整の中で、給食が再開したときはその食材を活用していただければ結構ですということで、先ほど所長が申し上げたとおり連絡はしているところですので、そこを活用する、今委員がおっしゃったような即売会とか、そういうものについては業者のほうを取りあえずそこまではやらないというところだったので、実際は実施していないところです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時56分)

---

(開議 午後2時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長及びこども応援課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 先ほど諏訪委員さんからご質問の中で、一部答弁が漏れておりましたので、答弁させていただきたいと思います。住居確保給付金の当初予算で何人を対象にしてというところでお話があったかと思うのですけれども、単身世帯の上限額3万7,000円に2人が6か月間で44万4,000円、単身の上限額3万7,000円が4人で3か月間で44万4,000円の合計が88万8,000円。6月補正におかれましては、3万7,000円掛ける4人掛ける6か月で88万8,000円、3万7,000円掛ける8人掛ける3か月、88万8,000円の合計177万6,000円の補正ということでございます。

それから、学生のという話があったので、社会福祉協議会にちょっと問い合せて確認をしたところ、大学生からの申請はなかったということでお話のほう伺いました。

以上です。

（こども未来部参事兼こども応援課長）先ほど諏訪委員さんからの質問の中で、放課後児童クラブの管理運営事業の時間外勤務手当の中で、その時間数のところで、私のほうは任期つき短時間勤務職員の勤務時間のところで7時半から19時の間で7時間45分という発言をいたしました。が、実際には勤務時間は6時間でございます。6時間を超えた分が時間外手当になりますので、すみません、訂正をお願いします。

以上です。

（委員長）ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

（小泉）それでは、重複している部分もあるかと思うのですが、通告させていただいた順番で質問させていただきます。

ページがちょっと前後してしまうのですが、33ページ、学校支援課の消耗品費のところのクールネックタオル、本市として熱中症対策で学生、生徒のためにやっている事業かと思うのですが、あとほかに保護者のほうから夏季の登下校時の暑さ対策について自衛措置として日傘やランドセルの代替としてリュック、またあと中学校のジャージ登校をしたいという声があるのですが、学校としてそのような対応は可能かどうかを伺います。

（学校支援課長）まず、では暑さ対策としてのクールネックタオルについてでございますが、先ほど申し上げましたように、7月中旬前後の配布を予定しております。クールネックタオルは、幅の細いマフラー状のタオルでございますが、水につけて首に巻くことで首筋を冷やし、冷感を得て、当下校の熱中症対策として使用することといたしました。

また、熱中症対策としまして様々な対策が考えられるかと思いますが、原則学校としましては不要なものは学校には持ってこないとしております。そして、児童生徒自身が管理できるということを前提としております。ただ、保護者の安心を求める声として、それらの使用について要望があることはお話のとおり想定がされます。例えば現在も熱中症対策の一つとして水筒の持参等を行っておりますが、これらも含めまして市

教委といたしましては一律に使用の可否について判断しているものではなく、あくまでも各学校ごとに校長が判断するものとは考えております。したがって、保護者からの要望があるようであれば、各学校に相談していただければと考えております。現在のところ、市教委としましては、一律に対策のものの使用の可否については、判断して何か通知等を出すというような考えはございません。

以上です。

(小泉) それでは、学校ごとに、保護者から学校に要望を出して、許可を得て使用することは可能かどうかという部分、学校ベースで話し合いをすればいいということですか。

(学校支援課長) おっしゃられたとおりで、学校にご相談いただければと思います。その上で、こちらのほうにまた連絡、相談等ございましたら対応してまいりたいと思います。

以上です。

(小泉) あと、先ほどのクールネックタオルについてなのですけれども、配布の枚数と1枚当たりの金額は幾らぐらいなのでしょう。

(学校支援課長) 1つ200円で、全児童数8,504名で計上させていただいております。

以上です。

(小泉) それで、ちょっと31ページのパソコンの設置事業についてなのですけれども、先ほどオンライン授業等についてはワーキンググループのほうで調査研究ということだったのですけれども、先ほど橋本委員の答弁の中でグーグルエデュケーションというものを利用するというので、その確認なのですけれども、活用方法ですかね、今中学校のほうで、中学校だけなのかはちょっと、保護者から聞いたのですけれども、登録をしてくれということで案内を配布しているかと思うのですけれども、それを各学校、各中学校だけに、全体の中学校に配布しているのか、それとも各校でやっている事業なのか、ちょっとその辺ひとつ教えてもらえればと思うのですけれども。

(学校支援課長) グーグル提供の「G Suite for Educ

a t i o n」につきましては、市内全小中学校に案内、周知をいたしております。委員さんおっしゃられましたように、登録をしてもらいまして、そして段階、ステップを踏んで活用できたらというふうに市教委としましては案内しております。まずは教職員のほうでそれぞれ、私物になりますけれども、スマートフォンやPC端末等を活用して職員の打合せや職員会議等に活用、続きまして第2段階としまして、各学級において担任教諭と家庭、これも家庭の情報端末等を利用することになります。朝の会での健康観察等を行う、そして第3段階として課題の提供等を行うことを想定しておりましたが、先ほどもお話ございましたが、家庭のインターネット環境等によりまして難しいところではございます。市内の学校において、ズームというアプリを使用しての朝の会の健康観察は行ったという実績はございます。

以上です。

(小泉) グーグルエデュケーションの今登録数というのは今どのぐらいかというのは分かるのでしょうか。

(教育部参与) 今のところ、IDのほうを振るということで、職員用と児童生徒用でIDを振るというような作業のほうはしました。職員のほうにつきましては、先ほど課長が答えたように、登録をしてもらって、場合によっては、イメージとしてはラインに近いような感じというのですか、文字のチャットでやり取りしたり、ファイルが添付できたりというようなことです。クラスルームということですので、一つ学級をつかってそこに招待をして、先生と生徒がそこでグループをつくっていくと、そんなイメージをしていただければいいかなと思います。教員のほうはそういうようなことです。大分チャレンジを、これは先ほど課長のほうからありましたように、端末についてはこういう緊急時ということもありまして、職員の端末の利用について前向きに捉えていただければ活用させてほしいということでやっておりますので、あくまでもこれはある意味お願いベースのところもありますので、そういったところで登録のほうはしてもらっています。児童生徒のほうは、もう既にIDのほうをそれぞれ振ったというところもありますし、まだ振る前にちょうど臨時

休業が明けるといようなタイミングなので、通常の状態に戻っている中で今後どうしようかというところもありますので、具体的に登録者数としては現状どのくらい振ってあるのかとか、今登録幾らあるのかというところについてはちょっと数字を持ち合わせていないので申し訳ございませんが、今そういうような状況です。

（小泉）ありがとうございました。

そして、コロナ関連に関してなのですけれども、子どもたちの心のケアの対応についてなのですけれども、新型コロナに感染したくないから学校に行きたくないとか、親がコロナに感染してしまう可能性があるから学校に行かせたくないとかという声がテレビとかでもあるかと思うのですけれども、そのような対策というのはどのようなものがあるのでしょうか。

（学校支援課長）まず、学校におきまして感染症のリスクをゼロにすることはできないと考えております。その上で、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障する、このことの両立を図っていくことが重要と考えております。感染症への不安がある場合につきましては、学校での取組の体調不良の場合は学校を休む、小まめな手洗い、せきエチケット、マスクの着用、3つの密が重ならないように、感染症に対する正しい知識による行動と差別をしない、許さないという、これらのことを対策の大原則として対応していることにつきましては、保護者宛ての説明資料を市教委から配布しておりますが、各学校にて重ねて説明して、保護者、児童生徒の不安解消に努めてまいります。しかしながら、本人に基礎疾患がある、高齢のご家族がいて感染が不安など、様々に登校に不安を覚える場合につきましては、欠席の扱いについては柔軟な対応ができることを保護者にもお知らせしております。各学校では、忌引、出席停止の扱いになると考えております。

以上です。

（小泉）実際コロナに関連して行きたくないからとか、親が行かせたくないというふうな生徒の数というのはいらっしゃるのでしょうか。

（学校支援課長）先週6月1日から再開したわけですが、実数

といたしましては先週、市内小学校におきましては10名、中学校におきましては6名の児童生徒が感染に対する不安ということで出席停止でございました。

以上です。

(小泉)そのような子どもたちの対応も進めていただければと思います。そこで、あとまた別件で、先ほど橋本委員の質問の中で放課後児童クラブとかという部分、指定管理で行われている部分、ちょっと全体的な部分になってしまうのですけれども、これは文福で所管している指定管理業者って結構あると思うのですけれども、体育館とかが使用できなくなったりとか、給食センター、給食を作らなくなっている期間中にパートさんとかの処遇とかという部分は、給食も作らなくなったりとか、体育館の利用者がいなくなっている期間中に休まれているパートさんの処遇とかというのは、世間的には6割負担になっているのか、それとも全額支給になっているか、その辺のことというのは確認しているのでしょうか。

(委員長) 2つにまたがってしまうのだね。まず、放課後児童クラブ…

(小泉) 指定管理の大きな指定管理業者先というのですかね、放課後児童クラブとかもそうだと思うのですけれども、給食センター、ちょっと…

(何事か声あり)

(委員長) 体育だと健康だけだと思えます。スポーツ課と、それから学校支援課にまたがっている。それぞれ順番にね。

(健康福祉部長) すみません、昨年まで財務部長だったものですから。財務部の資産管理課のほうで指定管理の関係は庁内合わせた方向性をつくらうということで調整をしております、元年度分の精査については基本的には通常どおりの支払いをしておきつつ、2年度の指定管理料の中で情報を確認しながら精算していこうということで今動いているところと聞いております。実際にちょっとまだ終息したわけではございませんので、そこも踏まえて今後精算になるのかと思えます。

以上です。

（こども未来部長）クラブのことで言いますと、運営費というのは出ますので、光熱水費とか実費、そういったものがもしかからなかったら精算をする方向で今考えてはおりますが、まだそこは決定事項ではないので、財務のほうで統一の見解を出されたときに決定していこうと思っております。

以上です。

（教育部長）給食センターは指定管理ではないのですけれども、調理員が急に辞められたりしたら災害時にすぐにできないものですから、国等からそれなりの配慮をしてくださという通知が来ていまして、市としては来ていないので、消耗品とかは使っていないわけですから、そういう部分は除いて、例えば令和元年度については人件費分、変更契約をして人件費分ですかね、委託料を減額したような形になっていきます。

（小泉）そうすると、人件費的な部分で、実際給食とか、指定管理でなければ、要はパートさんとかは給料は支給されていない。指定管理ではない、そこ違う部分での補助金等で賄っているというのですか。

（教育部長）失礼しました。通常のお支払いの中で、給食が提供されていない期間は調理していないので、その中で調理員さんたちが日常使う消耗品等は来ていないというか、使われていないので、その部分は除いて、通常の人件費分はお支払いしているという形になります。

（小泉）人件費については、満額って、その日数、実際出ている、出ていないという部分があるかと思うのですけれども、それなりに想定した日数分という部分で支払われているのでしょうか。

（教育部長）業務委託なので、直接雇用しているわけではありませんので、恐らく受託業者がそのような形でお支払いしているのだとは思いますが、そこの実際の明細までは確認していませんので、あくまでも月額に対して消耗品に使われるだろう消耗品費を除いた部分をお支払いするという形になっています。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、議事録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時32分)